

「ここから、こころつながる。周南市」ロゴマークの使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「ここから、こころつながる。周南市」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、ロゴマークとは、別図のロゴマークをいう。

(使用の申請等)

第3条 ロゴマークを使用するものは、あらかじめロゴマーク使用承認申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して、周南市長（以下「市長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の承認を要しない。

- (1) 周南市及び周南市が構成メンバーとなっている団体が使用するとき。
- (2) 周南市が後援する事業等で使用するとき。
- (3) 学校教育法第1条に規定する学校が教育目的に使用するとき。
- (4) 報道関係が報道及び広報の目的で使用するとき。

(使用承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) 周南市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) ロゴマーク等を正しい使用方法にしたがって使用しない、または使用しない恐れがあるとき。
- (3) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (6) そのほか、市長が不相当と認めるとき。

2 前項の承認は、ロゴマーク使用承認書（第2号様式）をもって行うものとする。

3 市長は、前項の承認に際し、条件を付することができる。

4 市長は、使用を承認しないときは、ロゴマーク使用不承認通知書（第3号様式）により、使用申請者に通知するものとする。

(使用期間)

第5条 ロゴマークの使用期間は、原則として1年間以内とし、次項による場合を除きロゴマーク使用承認申請書（第1号様式）に記載のとおりとする。

2 市長は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において修正した使用期間は、ロゴマーク使用承認書（第2号様式）に記載して通知する。

3 前各項の使用期間満了後において、引き続きロゴマークを使用する場合は、ロゴマーク使用承認申請書（更新用）（第4号様式）をもって改めて申請を行い、使用の承認を受けなければならない。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 ロゴマークを使用するものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けたものは、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 裏返し又は規格外の展開、一部使用など、応用しないこと。
- (4) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更の申請)

第8条 ロゴマークの承認を受けたものが、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、ロゴマーク変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、ロゴマーク変更承認書（第6号様式）をもって行う。

3 第2条から前条までの規定は、前項の場合に準用する。

4 市長は、変更を承認しないときは、ロゴマーク変更不承認通知書（第7号様式）により、使用申請者に通知するものとする。

(使用状況の報告等)

第9条 市長は、第3条ただし書きにより使用の申請を省略したものに対し、ロゴマーク等の使用状況について報告を求めることができる。

2 市長は、ロゴマークの使用の承認を受けたものに対し、ロゴマークの使用状況について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(承認の取消し)

第10条 市長は、ロゴマークの使用がこの要領及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の承認取消しは、ロゴマーク使用承認取消書（第8号様式）をもって行うものとする。

(責任の制限)

第11条 前条の規定によりロゴマークの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けたものに損害が生じても、市長はその責を負わない。

2 ロゴマークの使用承認を受けたものが、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの取り扱いについて必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

(第1号様式)

ロゴマーク使用承認申請書

年 月 日

(宛先) 周南市長

(申請者)

住所 (所在地) 〒

企業・団体等名

代表者名

次のとおり、ロゴマークを使用したいので、次のとおり申請します。

使用対象物件	
使用目的	
使用方法	
使用場所	
使用期間 (1年以内)	年 月 日 ~ 年 月 日
使用数量	
担当者連絡先	・所属 ・氏名 ・電話番号 ・メール

必要な添付書類 (別添)

- 企画書 (レイアウト、スケッチ、原稿等使用方法のわかるもの)
- 申請者の概要、現況等を示すもの
- その他参考となる資料

(第2号様式)

第 号
年 月 日

ロゴマーク使用承認書

様

周南市長

年 月 日付けで申請のありました、ロゴマークの使用について、次のとおり承認します。

1 使用対象物件

2 使用目的

3 承認期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

4 使用上の厳守事項

- (1) 承認された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けたものは、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形状を正しく使用すること。
- (4) 承認期間満了後は、直ちに使用を中止すること。
- (5) 承認に係る物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

(第3号様式)

第 号
年 月 日

ロゴマーク使用不承認通知書

様

周南市長

年 月 日付で申請のありました、ロゴマークの使用について、次の理由により不承認とします。

(理由)

(第4号様式)

ロゴマーク使用承認申請書(更新用)

年 月 日

(宛先) 周南市長

(申請者)

住所(所在地) 〒

企業・団体等名

代表者名

年 月 日付け 第 号で承認を受けた物件について、次のとおり、ロゴマークを使用したいので、申請します。

使用対象物件	
使用目的	
使用方法	
使用場所	
使用期間(1年以内)	年 月 日 ~ 年 月 日
使用数量	
担当者連絡先	・所属 ・氏名 ・電話番号 ・メール

必要な添付書類(別添)

- 企画書(レイアウト、スケッチ、原稿等使用方法のわかるもの)
- 申請者の概要、現況等を示すもの
- その他参考となる資料

(第5号様式)

ロゴマーク変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 周南市長

(申請者)

住所(所在地) 〒

企業・団体等名

代表者名

年 月 日付け 第 号で承認を受けた内容について、次のとおり変更したいので、申請します。

使用対象物件	
変更内容	
変更理由	

必要な添付書類(別添)

- 企画書(レイアウト、スケッチ、原稿等使用方法のわかるもの)
- 申請者の概要、現況等を示すもの
- その他参考となる資料

(第6号様式)

第 号
年 月 日

ロゴマーク変更承認書

様

周南市長

年 月 日付けで申請のありました、ロゴマークの変更について、次のとおり承認します。

使用対象物件	
変更内容	
変更理由	

(第7号様式)

第 号
年 月 日

ロゴマーク変更不承認通知書

様

周南市長

年 月 日付で申請のありました、ロゴマークの変更について、次の理由により不承認とします。

(理由)

(第8号様式)

第 号
年 月 日

ロゴマーク使用承認取消書

様

周南市長

年 月 日付け 第 号で承認した、ロゴマークの使用につきましては、次の理由により承認を取り消します。

(理由)